

令和元年度 ワークライフバランス推進強化月間における取組（公正取引委員会）

○ 事務総局全体における取組

- ・ 事務総長等によるメッセージ発信，フロア巡回（「ゆう活」実施，業務効率化，20時までの退庁・消灯等を励行）
- ・ 会議等について16時以降原則不開催，終了時刻及び論点の事前の明確化，並びに終了時刻の厳守
- ・ 超過勤務縮減強化期間の設定（8月5日～16日の期間中，管理職員は毎日部下職員の超過勤務理由の事前確認の有無及び部下職員の超過勤務状況を人事課に報告）
- ・ テレワークの実施拡大（テレワーク・デイズ〔7月22日～9月6日〕及びテレワーク集中取組期間〔7月22日～8月2日〕を中心とした実施促進並びに当該期間中の実施目標設定）
- ・ 定例会議や情報共有を目的とした資料配布を原則ペーパーレスで行うよう呼び掛け
- ・ フォロー機能や確認機能を備えた「局内メール」やショートカットキーの周知・活用による作業の効率化

○ 各職場単位における取組

- ・ 「ゆう活」に合わせた業務の前倒し等，定時退庁しやすい職場環境づくり
- ・ 職員の毎月の超過勤務時間を確認し，時間数の多い職員の業務状況を確認するなど，超過勤務上限を意識したマネジメント
- ・ 「タイマー会議」の導入による議事進行の効率化
- ・ 打ち合わせ等を極力避けて個人の業務に集中する「業務集中タイム」（コアタイム）を午後に2時間程度設定
- ・ 休暇を取得しやすくする工夫（「個人プレミアム〇〇デー」，「アニバーサリー休暇」，オプトアウト方式による休暇取得等）

○ 「ゆう活」実施概要

- ・ 実施期間：令和元年7月及び8月の2か月間
- ・ 実施概要等：職員は，年次休暇やフレックスタイム制の積極的な活用等により，月間中5日以上実施。
※ 公正取引委員会独自に設定する「ゆう活」実施強化日においては，「ゆう活」実施のほか，20時までの退庁・消灯の徹底，幹部職員のフロア巡回を併せて実施